奈良県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月二十六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第十二号

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則

奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立野外活動センターから奈良県営プールまでの項中

「

奈良県立橿原公苑	橿傍
奈良県営プール	奈条

原市畝 町	
一　一般公衆の体育及び文化に関する関心を高め、その普及と向上発展に関すること。 二　橿原公苑の管理運営に関すること（明日香庭球場を含む。）。 三　利用者の体育指導、トレーニング教室及びスポーツ教室に関すること。	

良市三 大路	
一　水泳プール及び附属設備を一般の利用に供すること。 二　水泳に関する指導、調査、研究等を行うこと。 三　その他県営プールの設置目的を達成するための事業を行うこと。	

」

を

「

奈良県立 橿原公苑	
橿原市畝 傍町	

一　一般公衆の体育及び文化に関する関心を高め、その普及と向上発展に関すること。	に改める。
二　橿原公苑の管理運営に関すること（明日香庭球場を含む。）。	
三　利用者の体育指導、トレーニング教室及びスポーツ教室に関すること。	

」

別表第五奈良県立奈良病院の項中「呼吸器科」を「呼吸器内科」に、「消化器科」を「消化器内科」に、「循環器科」を「循環器内科」に改め、同表奈良県立三室病院の項中「消化器科」を「消化器内科」に、「循環器科」を「循環器内科」に改める。

附　則

この規則中別表第五の改正規定は平成二十年九月一日から、別表第一の改正規定は同年十月一日から施行する。